

## 新技術導入に関するハンズオン支援事業検討会 設置要領

### (目的)

第1条 本要領は、新技術導入に関するハンズオン支援事業検討会（以下「検討会」という。）の職務、組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (検討事項等)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新技術導入に関するハンズオン支援事業の実施に関すること
- (2) 支援自治体、アドバイザーの公募要件の検討及び選定に関すること
- (3) ハンズオン支援事業が自立的に運営される体制の確立に関すること
- (4) その他必要な事項

### (検討会)

第3条 委員は、有識者の中から国土交通省が委嘱する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。
- 3 検討会に座長を置くものとし、委員の互選によって定める。
- 4 検討会は、座長が議事を整理する。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 6 検討会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は公開とする。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 8 特定の案件に関して利害関係を有する委員は、当該案件の選定の審議に参加できない。

### (守秘義務)

第4条 委員は、その職務上知り得た秘密情報又は未公開情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

### (庶務)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課に置く。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、令和5年7月31日から施行する。